

死因究明制度に関するワーキングチームの設置について

平成23年7月26日

犯罪対策閣僚会議申合せ

- 1 我が国の死因究明制度の現状は、必ずしも十分なものとは言い難く、近年においても、犯罪死を見逃した事案が見受けられることから、関係省庁が緊密に連携し、在るべき死因究明制度について検討・構築するため、「死因究明制度に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。
- 2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（政務）
副議長	内閣官房副長官（事務）
構成員	内閣官房副長官補（内政）
	内閣官房内閣審議官
	警察庁刑事局長
	法務省刑事局長
	文部科学省高等教育局長
	厚生労働省医政局長
	海上保安庁次長
- 3 ワーキングチームの下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 ワーキングチームの庶務は、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。